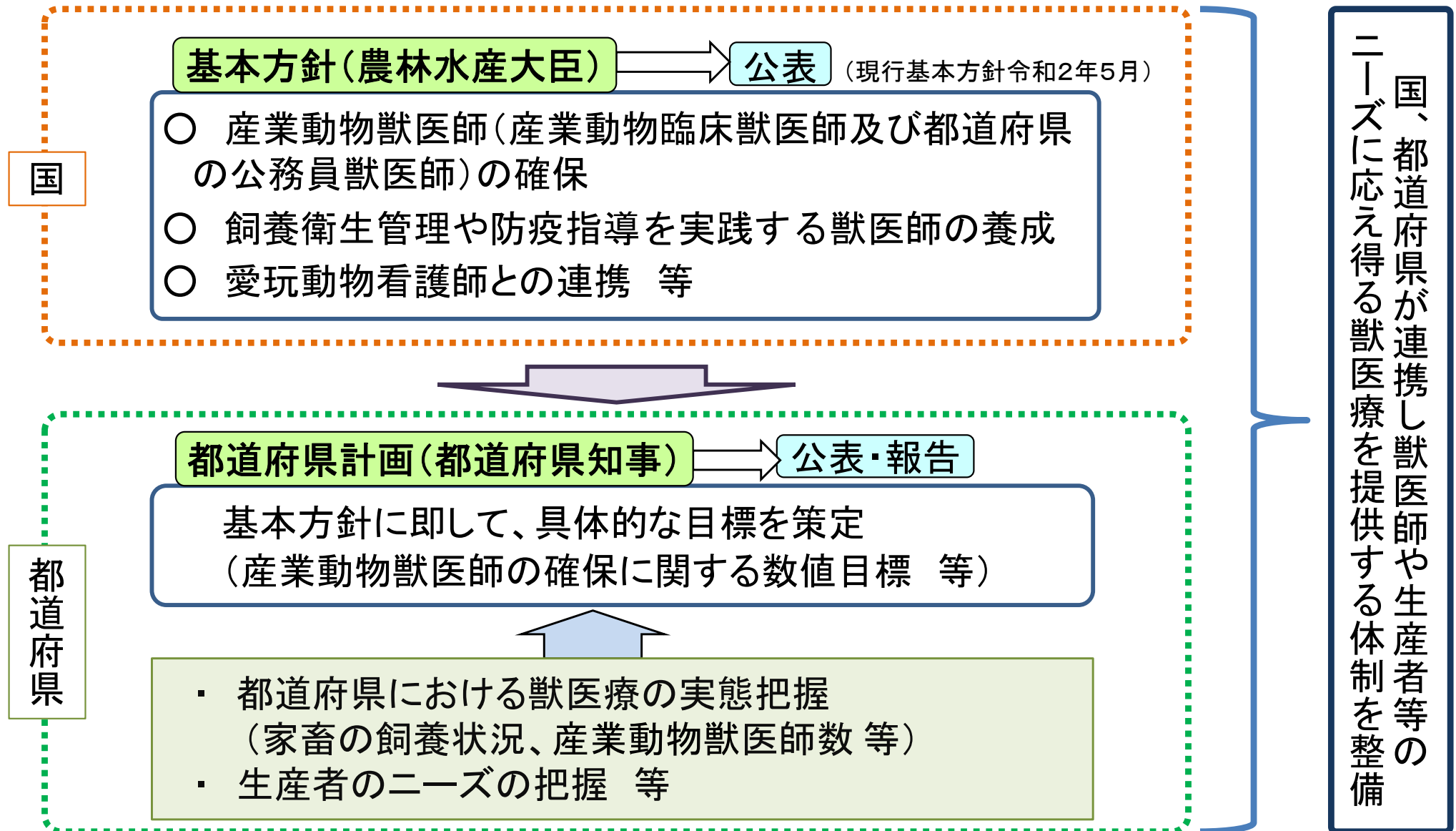


獣医療を提供する体制の整備を図るための 基本方針及び都道府県計画について

令和5年4月

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

安全で良質な畜産物を安定供給するためには、産業動物分野における家畜の診療体制等の整備が必要です。



産業動物獣医師の育成・確保等対策

基本方針・都道府県計画 (獣医師の確保目標)

獣医学生等の就業を誘導する地域への支援

産業動物獣医師への就業を志す、地域枠入学者※や獣医学生に修学資金を給付する地域への支援(修学資金は一定期間を産業動物獣医師として就業予定先で勤務することを条件とする)

- ・ 地域枠入学者: 大学入学時に納付する費用及び月額18万円(上限)を給付
- ・ 獣医学生: 私立学生月額18万円・国公立学生月額10万円(上限)を給付

※ 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者

獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上

- 1 獣医学生
産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等を実施
- 2 獣医師
産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等を実施

情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化

離島等の獣医療提供体制の効率化が求められる地域をモデルとして情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを実施

産業動物診療施設資金貸付制度

都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に基づき、施設の整備を行う産業動物開業獣医師、農業共済団体等に対し、(株)日本政策金融公庫から診療施設の整備のために必要な長期低利の資金の貸付を実施。

◇ 獣医療法に基づき都道府県計画を策定

◇ この中で、各都道府県における獣医師の確保目標を設定

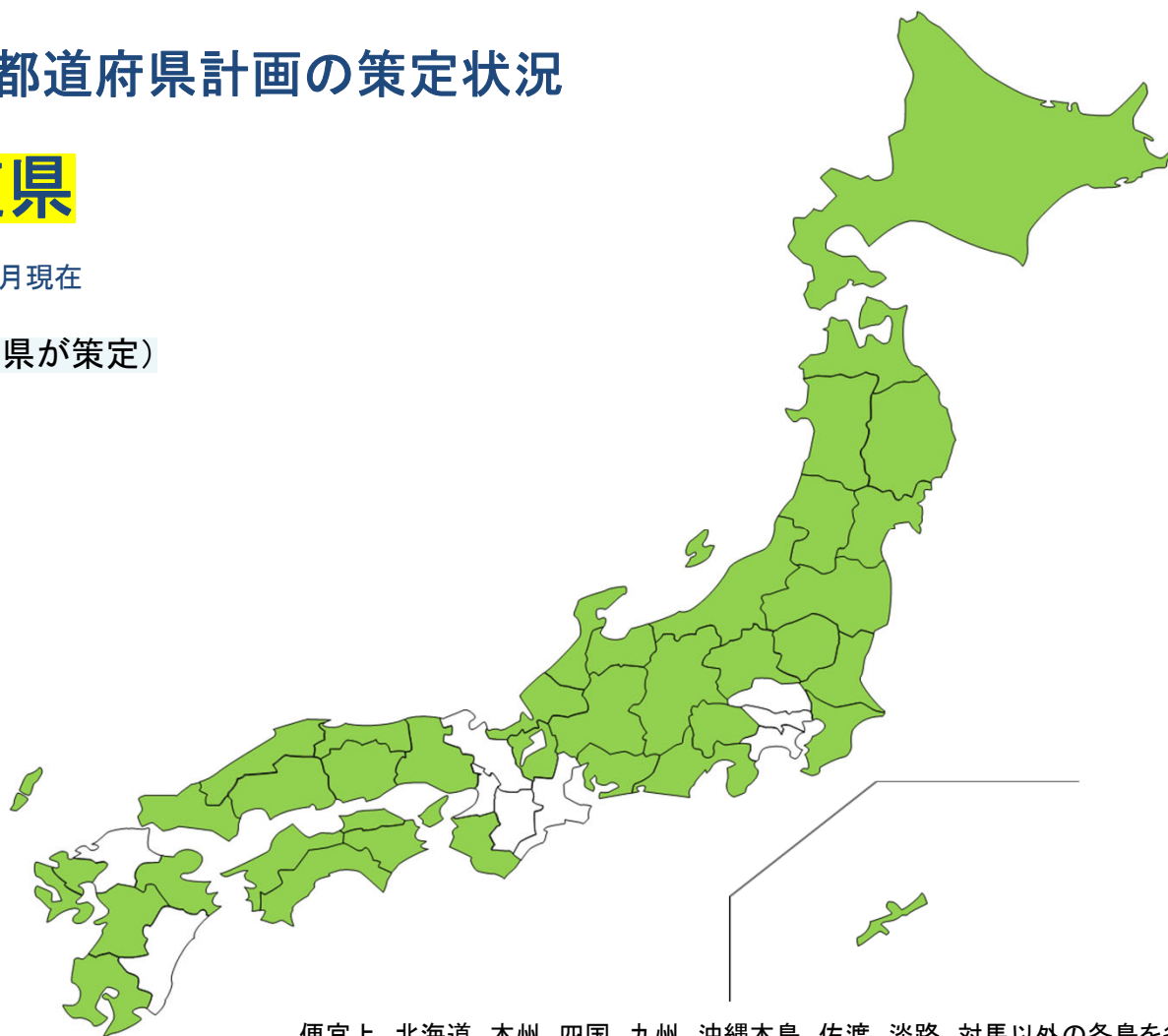
- 獣医療法に基づく「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を令和2年5月に公表。
- 都道府県は獣医師の確保目標等の策定に向けて、家畜の飼養状況、獣医師の需給状況等、地域の実態を調査し、都道府県計画を策定。（令和5年3月3日現在で、38道県）

獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況

38道県

令和5年3月現在

（前回計画は46道府県が策定）



便宜上、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島、佐渡、淡路、対馬以外の各島を省略している。

- 1 獣医学生が産業動物獣医師の意義や魅力について知るための取組み
 - (1) インターンシップ(体験) 37県
 - (2) 大学訪問 24県
 - (3) 就職説明会 28県
 - (4) 大学への講師派遣・実習協力 7県
- 2 産業動物分野への誘引を図るための取組み
 - (1) 修学資金の給付 34県
 - (2) 採用条件緩和(試験場所・回数・年齢) 12県
 - (3) 中高生・市民へPR 33県
(処遇改善のための理解醸成を含む)
- 3 産業動物分野の労働環境の改善への取組み
 - (1) 就業環境
 - ① 子育て支援(女性への配慮) 34県
 - ② 再雇用者への配慮 26県
 - ③ 代替要員の確保など人的支援 14県
 - (2) 処遇
 - ① 給与・手当(初任給調整手当等) 12県
 - ② 職員の研修制度 38県
 - ③ 学位取得等の環境整備 5県
- 4 知識・経験を持った獣医師の活用促進への取組み
 - (1) 雇用者・被雇用者双方向の情報共有 18県
 - (2) 復職支援・復職研修 30県
 - (3) 離職要因の調査と改善 1県